

高松市定期予防接種（子ども）の実施について

《R7.3.26 版》

1 予防接種の種類、対象年齢及び個人通知（予診票等）の発送時期

別紙 1 を参照してください。

また、対象者や接種間隔、接種量等の詳細は、厚生労働省「定期接種実施要領」及び「予防接種ガイドライン」を参照してください。

（注意事項） 次のような場合は委託料の支払いができません。

（1）接種日時時点で高松市に住民登録がない人に接種した場合

- ・予診票を持っていても高松市外に転出している場合は、高松市が委託料をお支払いすることはできません。
- ・市外に住民登録のある方で、長期滞在等により高松市で予防接種を希望する場合の費用請求については、住民登録のある市町村にお問い合わせください。

（2）接種日に対象年齢に達していない、又は対象年齢を過ぎている場合

（3）ワクチンの用法に誤りがある場合（規定の接種回数を超えて接種、接種間隔の不足等）

2 接種費用の個人負担

無料（高松市が全額負担）

3 実施にあたっての注意事項

（1）**予約時**に、高松市が発行する予診票を持っているかを、保護者または本人に確認してください。持っていない場合は、高松市保健所感染症対策課で再発行の手続きをするよう伝えてください。

（2）**接種前**に次のことについて、確認してください。

- ・被接種者の本人確認
- ・接種日時時点で高松市に住民登録があること
- ・被接種者の接種歴（母子手帳等による確認）
- ・使用するワクチン（種類、有効期限、検定合格日、外観等の異常有無）

（3）**接種後**は、母子手帳にロットシールを貼付ける等、接種の記録を残してください。被接種者が母子手帳を持っていない場合は様式 1 「予防接種済票」に記入して保護者に渡してください。

（4）**接種を見合わせた場合**、高松市保健所感染症対策課で予診票を再発行しますので、手続きをするよう、本人や保護者に案内してください。

（5）被接種者や同伴者が他の患者から感染を受けることのないよう配慮してください。

- (6) 予防接種直後の即時性全身反応等の発生に対応するため、必要な薬品及び用具等を備え、又は携行してください。

4 ワクチンの取扱いについて

高松市の定期接種では、次とおり高松市が供給したワクチンを使用してください。

(1) 注文方法

「ワクチン納入一覧表 ※」により納入業者を確認後、納入業者へ直接「高松市予防接種ワクチン注文書 ※」により FAX で発注してください。

・ **注文期限** 毎週木曜日の午後 3 時まで（木曜日が祝日の場合は水曜日の午後 5 時）

・ **配 送 日** 翌週月曜日の午後 5 時まで（月曜日が祝日の場合は翌日）

※ 毎年 3 月末頃に、翌年度用の用紙を送付します。また、年度の途中で変更が生じた場合は修正したものを随時送付します。

(注意事項)

- ・ ワクチンには有効期限がありますので、真に必要な数のみを発注してください。
- ・ ゴールデンウィーク及び年末年始の期間の注文・配送は上記の取扱と異なる場合がありますので、別途周知いたします。
- ・ お盆（8 月 15 日周辺）については、納入業者は通常どおりの配送スケジュールとなる予定です。医療機関が休みの場合の注文等は、納入業者と各自で調整してください。

(2) 使用方法

- ・ 接種するワクチンの種類・検定合格日・有効期限を確認し、外観にも異常（混濁・着色・異物の混入等）がないことを確認の上、接種してください。
- ・ ワクチンの貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用してください。
- ・ ワクチンの使用にあたっては、凍結させない、溶解は接種直前に行い一度溶解したものは直ちに使用する、溶解の前後にかかわらず光が当たらないよう注意するなど、それぞれの添付文書を確認の上、適切に取り扱ってください。

(3) 報告書等の提出

毎月末に、様式 2「ワクチン報告書」に必要事項（ワクチンの前月末残数、納品数、使用数、破損等数（理由を明記）及び今月末残数）を明確に記入していただき、翌月の 10 日

（土・日・祝日の場合はその翌平日）までに（必着）提出してください。また、当該月にワクチンの納品があった場合は、各業者に FAX したワクチン注文書を合わせて提出してください。

(4) 注意事項

- ・ 高松市が供給したワクチンは高松市の所有に属しますので、保管や取扱いには十分注意してください。
- ・ また、高松市が供給したワクチンは、香川県広域予防接種（高松市以外に住民票がある人に対する接種）及び任意予防接種等には使用できませんので、区別して保管してください。

5 予防接種の実施報告及び委託料の支払いについて

(1) 1 か月分の実施件数をまとめて、感染症対策課に様式 3「実施報告書」及び予診票を提出してください。

- ・期限は翌月 10 日（土・日・祝日の場合はその翌平日）（必着）です。

- ・実施件数が **0 件でも実施報告書の提出は必要**です。

- ・0 件の場合は FAX での報告も可能です。

- ・**実施報告書は押印不要**です。

- ※ 件数の訂正がある場合は訂正印の押印が必要となります。

また、押印のある実施報告書は FAX で受付できませんので御注意ください。

- ・予診票の提出の際は、「予診票の記入について」（別紙 2）を参照いただき、記入漏れがないよう、事前に御確認をお願いします。

- ・予防接種の接種不可の請求は、診察料相当分となりますので、1 人につき、1 日 1 件の請求をお願いします。例えば、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンを同時接種に来られて、接種不可となった場合、どちらか一方での請求となります。**両方での請求はできません**。なお、保険診療を行った場合は、接種不可としての請求はできませんので御注意ください。

(2) 高松市は、予防接種実施報告書に基づいて算定した委託料を、高松市内 3 医師会連合会に一括して支払い、その後高松市内 3 医師会連合会が各医療機関の口座に振り込みます。

6 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保について

定期の予防接種の対象者であった間に、特別の事情があることにより、予防接種を受けることができなかったと認められる者は、当該事情がなくなった日から起算して 2 年（一部のワクチンは別途対象期間の特例あり）を経過する日までの間、定期接種の対象者となります。

対象となる疾病等の詳細は、厚生労働省「定期接種実施要領」を参照してください。

※ 予防接種理由書について

接種後の実施報告の際は、様式 4「予防接種理由書」が必要です。次の手順で理由書を作成・提出してください。

(1) 事前に、保護者から保健所感染症対策課に相談していただきます。本制度の対象となる場合は、保健所から保護者に理由書の用紙を交付します。

(2) 保護者が該当欄（自署欄等）に記入します。

(3) 保護者が、疾病の治療を実施している医療機関に、該当欄の記入を依頼します。

「疾病の治療を実施している医療機関」と「予防接種を実施する医療機関」が同一の場合は、この手順は不要です。（該当欄は、手順（5）で一緒に記入します）

(4) 保護者が、予防接種を実施する医療機関に、(2) 及び (3) で記入した理由書を提出し、予防接種を受けます。

(5) 予防接種を実施した医療機関が該当箇所を記入し、予診票と一緒に保健所に提出します。

7 B型肝炎ワクチンの出生直後の接種（産科での実施）について

別紙3を御参照ください。

8 接種後の副反応の取扱いについて

（1）診察

予防接種による副反応、又はその疑いのある患者を診察した場合は、いったん保険診療としてください。その際、患者又は家族に詳しく問診し、病歴を確実に把握してください。

また、主要症状、接種部位の変化（発赤・腫脹及び化膿等）の有無と程度及び発生日時についても確実に把握してください。

（2）報告

定期の予防接種について、副反応の報告基準に該当する症状を診断したときは、速やかに（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ報告してください。

詳細につきましては、厚生労働省「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」を参照してください。

9 コッホ現象の取り扱いについて

B C G接種によるコッホ現象を診断した場合は、保護者の同意を得て、様式5「コッホ現象事例報告書」に必要事項を記載の上、高松市保健所感染症対策課に報告してください。保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項を報告してください。

なお、コッホ現象は、通常、副反応の報告基準に該当しないので、副反応報告は不要です。

10 予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいが残ったりするなどの健康被害が生じた場合で、当該予防接種との因果関係を厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法に基づき健康被害に対する給付を受けることができます。

なお、高松市から対象者に送付する個別勧奨のお知らせに、予防接種健康被害救済制度があることを記載しております。保護者から制度の内容についてお問い合わせがありましたら、「予防接種ガイドライン」に記載されている内容を参考に説明していただくか、高松市保健所感染症対策課に問い合わせるようお願いください。

11 予防接種時の間違い報告について

誤った用法用量、有効期限の切れたワクチンでの接種、接種間隔の誤り、血液感染を起こしている状態での接種など、予防接種の間違いを把握した場合、必ず高松市保健所感染症対策課へ電話で報告し、指示を仰いでください。なお、間違いの内容により、別途様式6「間違い接種報告書」を提出していただくことがあります。

また、その時点で、直ちに被接種者及び保護者に間違いがあったことについて謝罪するとともに、有効性や安全性に関すること及びその後の対応等について説明を行ってください。